

福生市教育委員会会議録

平成 20 年第 4 回定例会

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 開催年月日 | 平成 20 年 4 月 25 日 (金) |
| 2 | 開始時刻 | 午前 10 時 00 分 |
| 3 | 終了時刻 | 午後 12 時 03 分 |
| 4 | 場 所 | 第 2 棟 4 階 第 2 委員会室 |
| 5 | 出席委員 | 委 員 長 長 谷 川 貞 夫
委員長職務代理者 平 野 裕 子
委 員 加 藤 美 子
委 員 渡 辺 浩 行
教 育 長 宮 城 眞 一 |
| 6 | 欠席委員 | なし |
| 7 | 出席者氏名 | 教 育 次 長 宮 田 満
参 事 川 越 孝 洋
庶 務 課 長 中 村 守 一
学 校 給 食 課 長 土 井 眞
社 会 教 育 課 長 戸 室 幸 治
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 野 方 孝
市 民 会 館 兼 公 民 館 長 伊 東 静 一
図 書 館 長 森 田 秀 敏
主 幹 栗 林 昭 彦
指 導 主 事 大 谷 憲 司 |
| 8 | 傍 聴 人 | なし |

(裏面に続く)

9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 32 号 福生市学校給食センター運営審議会委員の任命について
- 日程第 4 議案第 33 号 「伝 地頭井戸」の市登録史跡登録に伴う諮問について
- 日程第 5 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 報告第 2 号 平成 20 年度教育課程及び行事日程等について
- 日程第 7 その他報告事項

委員 長 それでは、ただいまから平成 20 年第 4 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき、平野裕子委員、加藤美子委員の両名を署名委員として指名いたします。

日程第 2、教育長報告、教育長から報告をお願いいたします。

教 育 長 それでは報告をさせていただきます。

今月は年度当初ということもありまして、委員の皆様方にはいろいろな場面にお出かけいただき大変お世話になりまして、お礼を申し上げたいと存じます。

この間、事務局におきましては 4 月 1 日付をもちまして職員の人事異動がございました。更に執務室についても、新庁舎の工事の進捗とともに、去る 14 日に 35 年ぶりの本庁での執務となった次第でございます。本日の会議から当庁舎での会議ということになります。

新庁舎の建設に当たりましては、地震等の災害に強い庁舎建設を進めるとともに、分散する庁舎の集約化と窓口サービスの向上を図ることを目指した、いわゆるワンストップ・サービスの取組を掲げまして、設計・工事等が進められてまいりました。去る 14 日から 1 階フロアの全面的な展開によりサービスが始まっております。教育委員会事務局といたしましても、職員一同この基本方針を踏まえまして、気持ちも新たに事務事業の執行に取り組んでまいります。委員各位におかれましては引き続きよろしく御指導を賜りたいと存じます。

それでは幾つか御報告をさせていただきます。まず取り急ぎの事案といたしましては、全国学力・学習状況調査でございます。4 月 22 日にこの調査が行われたところでございます。全国で 3 万 2,000 校、232 万 3,000 人の児童・生徒が受験をしたとの報道がされております。福生市におきましても既に教育委員会での御協議をいただいておりますように、全校におきまして取組をいたしており、特段の混乱もなく終了いたしております。対象は小学校 6 年生、中学校 3 年生でございます。小学校では欠席が全体で 23 人で、95.5%の受験率となっております。また中学校では欠席が 34 人で、93.1%の受験率でございました。調査項目は、国語、これは基

礎知識を問うA問題と、知識の応用力を問うB問題、そして小学校算数、中学数学におきましても同様にA・B問題が行われており、加えて学習状況調査がされたところでございます。調査結果については9月頃にまとまる予定でございますが、まとまり次第福生市教育委員会にも報告をさせていただきたいと存じます。

次に新学習指導要領についてですが、昨日改定学習指導要領の移行に伴う措置案について、都道府県政令指定都市の教育長会の席で文部科学省から発表されたとの報道がありました。改定学習指導要領については、3月28日に文部科学省から公示がされましたが、このことは3月の教育委員会でもごく概略でございましたが説明をさせていただいておりました。経過といたしましては中央教育審議会の答申を受けた後、2月15日に改定学習指導要領案が示されまして、1ヶ月余の意見聴取期間を経まして3月28日に文部科学省から、その聴取意見等を盛り込んで公示されてございました。私どもにはその移行措置に伴う連絡等は届いておりませんでした。今朝の報道のとおりでございます。

参考までに手に入った取り急ぎの資料だけをお手元にお届けしました。併せて新聞の記事なども用意をしたところでございます。後程、お目通しをいただければと存じます。今後は現行学習指導要領を踏まえつつ、新学習指導要領への移行に向け、遺漏のないよう備えをしていくことになるわけございまして、この点については既に校長会等を通じまして、移行に向けての対応など、学校における体制等の準備を指示いたしているところでございます。

続きまして入学式の状況を申し上げます。去る4月7日、8日の小・中学校の入学式では、教育委員各位には御出席をいただき、福生市教育委員会告辞をいただいたところございました。大変ありがとうございました。式の進行は各校とも特段の混乱もなく順調に執り行われたと報告を受けております。適正な儀式教育が順調に取り組めるようになってきておまして、ここに至るまでの各校校長・副校長等の努力を評価いたしたいと存じます。

次に中学校1年生の宿泊学習事業の件でございますが、今年度の新規事業の一つであります中学校1年生宿泊学習事業は、去る4月14日の第三中学校を皮切りに、21日に第一中学校、23日は第二中学校が取組をいたしておりまして、本日はその第二中学校の最終日となっております。目下のところそれぞれの学校は順調に取組がされてきております。参加の状況

といたしましては、第一中学校では欠席が2名、第二中学校では欠席が4名、第三中学校では欠席が2名、計8名の欠席でして、参加率からいたしますと99%近い数字になっているところでございます。

一昨日、私も第一中学校の最終日、また第二中学校の開始という入れ替わりになる日でございましたが、現地での生徒の様子を見てまいりました。中学校生活を始めてまだ2週間でございますが、生徒たちはしっかりした態度で、整然と過ごしている様子を見てとれたところでございます。学校側の事前準備も十分にされていたようで、混乱は見えませんでした。

当日、第一中学校の退所式では、お世話になった施設の皆さんに対してお礼として校歌を歌い、その後に全員で「ありがとうございました」の挨拶をはっきりした声で締めくくっておりました。まだ2週間の中学校生活の中で、女子生徒のピアノ伴奏、あるいは男子生徒の指揮も、現地でのわか仕立てのようではありましたが、校歌も大きな声で3番まで見事に歌えておりました。生徒たちからは中学生としての意識を感じ取れたところでございます。

今回の事業では、3日間のこの取組から読み取れるところを一つの調査にまとめることといたしております。一つは生徒の生活状況に関する部分、もう一つは生徒の学習状況の確認テストの調査を行っております。そのほかにも宿泊事業についてのアンケートなども行っているところでございます。これらの調査結果は生活状況等、確認テストの結果をクロス集計いたしまして、一つは学校別の全体的な学習状況の傾向の把握をすること、もう一つは生徒個々のテスト結果、これにあらかじめ求めておりました到達目標値との差などを表示したいと考えておりますが、それらの結果から読み取れた事項、あるいは状況を、生徒達自身は今後の家庭での学習の参考にしたり、また、教師にとっては授業等に反映をするとともに、個々の子どもの指導上の参考資料に活用できるようにしたいと考えております。これらの集計結果が待たれるところでございまして、結果がまとまり次第教育委員会に報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして教育センターと福生市公立学校教育研究会について御報告申し上げます。先に条例制定をみました教育センターでございますが、東京都教育委員会からは4人、内新規に3人、継続して1人の人材の配置を得まして、早速4月1日から活動を開始いたしております。教育センターにおきましては、まずはセンターを構成しております関係各部門、即ち教職員研究・研修所、教育相談室、学校不適応児童・生徒教育支援室におけ

ます業務や役割について、相互の理解、調整を進めてまいりました。まだ発足したばかりでございますので、運営上詰めていかなければならないことが多々ございます。既存の取組事業を除きましては、いわば助走の期間にあるわけでございます。今後一つ一つ課題など整理をしながら、それぞれの分野の役割に沿いまして、経常的、また計画的な活動へと進めていくこととなります。教育センターの活動状況についても、今後その進捗に応じまして報告をさせていただきたいと思っております。

次に福生市公立学校教育研究会でございますが、4月30日に総会を開催し、今年度の研究が始まるという報告を受けております。それぞれの専門性を高めます教科、領域の研究とともに、昨年からは開始いたしました小・中学校の連携、つなぎを目指しました研究、これが2年目に入ります。昨年の成果を踏まえまして一段の飛躍を期待するものでございます。なお、今年度からはここで発足いたしました教職員研究・研修所の指導員によります連携や支援を受けながら、より充実をした教育研究活動にしてまいりたいと考えております。なお、それぞれの事務所等の所在地は、関連の施設整備が進むまでの間、今年度中の研究・研修所は中央体育館内、これまで社会教育課がございました場所に配置をし、また教育相談室は従前どおり中央体育館2階相談室、そして学校不適応児童・生徒教育支援室も、現在地の適応指導教室で執務、相談、指導等に当たっております。

続きまして小学校スクールカウンセラーの配置に関しますこと、及びスクールソーシャルワーカーの活用についてでございます。これは後程担当から御説明申し上げますが、小学校のスクールカウンセラーは、市内の小学校の一部に平成20年度から配置されるということになっております。これまでは中学校への配置だけであったわけでございますが、今年度からは小学校へも配置を一部計画するとの、東京都からの通知があり、それについて要望をいたしていたところ、福生市への配置について小学校2校に配置されることになりました。

そして、スクールソーシャルワーカーの活用でございますが、これは文部科学省の事業でございます。本年2月以降、東京都を經由して配置要望などの調査がございました。ここに至りまして福生市への配置が内定をし、補助金が交付されることになりましたので、6月の第2回福生市議会に補正予算案を提案いたしまして、事業を進めていければと考えているところでございます。後程これらについても担当から説明申し上げますが、今回指導室からの東京都教育委員会に対する積極的な要望活動が実った

成果と考えております。

続きまして青少年海外派遣事業の状況でございますが、2月の教育委員会で既に御説明申し上げさせていただきました平成20年度の海外派遣先が、アメリカワシントン州シアトル市となっております。派遣に先立ちまして3月28日に応募を締め切ったわけでございますが、その結果今年度は35名の応募がございました。昨年比24名の増加ということになります。応募の増加の要因といたしましては、担当によりますPR活動が成果を見たと思っております。

PRについては従来どおりの広報のほか、各中学校に出向きましてアンケート調査をいたしましたり、説明会、あるいはこの事業自体の相談を受けるなどの相談会を設けましたり、また募集ポスターの掲示についても、市内の公共機関のみならず金融機関、スーパーマーケット、商店などにもお願いをしてPRをいたしました。

なお、事業の取組といたしましては、応募締め切り後4月13日に第1次の選考がございまして、当日は1名の受験辞退がございましたので、結果として34名の受験でございました。4月27日には第2次選考を行いまして派遣者12名を決定する予定でございます。

続きまして市の動向を1点御報告申し上げます。福祉バスの運行でございます。お手元には「福祉バス」というパンフレットをお届けしております。御参考までに御覧いただければと思いますが、福生市では市内の循環バスについての検討が進められておりました。交通弱者向けの対応ということで、市内福祉施設を中心とする福祉バスを運行することが可能となり、来る5月7日からその運行を開始することになりました。このバスの利用対象者は高齢者、心身障害者やその介助者、妊婦、特別支援教室あるいは学級の在籍の児童・生徒とその介助者となっております、あらかじめ登録をしていただくことになっております。今回の運行によりまして第一、第二、第五、第六小学校、第一、第二中学校の特別支援教室や学級等に通級する児童・生徒についても利用ができますので、子どもや保護者にとって有効な交通手段になれば幸いと思うところでございます。詳細はパンフレットを御参照いただければと存じます。

続きまして会議の状況について二つ程報告を申し上げます。一つは市議会定例会でございます。第1回の定例市議会が3月4日から28日の間で開催されました。後程状況の報告をさせていただきますが、提出案件についてはすべて可決をされております。

続きまして都市教育長会、4月16日に総会並びに定例会が開催をされました。会議の議題中特に報告する案件はございませんが、教育長会の中にございます研究委員会については、福生市は今年度、教育財政、教育施設委員会への所属ということになりまして、研究をいたすこととなっております。

その他として、二つ程ございます。一つは市内中学校卒業生の甲子園での活躍の話でございますが、3月の甲子園では埼玉の聖望学園が甲子園を沸かせたところでございます。同校チームは惜しくも優勝は逃しましたが、見事準優勝でございます。その埼玉聖望学園チームには、市内在住の第三中学校卒業生が在籍をしバッテリーを組んでおります。去る4月14日にその大塚投手と原茂捕手が、市長を表敬訪問され、これまでの練習での努力や、甲子園での活躍の様子を語ってくれたところでございます。二人は少年野球時代からのチームメイトで、第七小学校、第三中学校を卒業後、共に聖望学園に進み、今回の同校躍進の原動力となったということでございます。福生市の小・中学校を卒業した生徒の甲子園での活躍というのは、努力をすれば実を結ぶという実践と共に、市内の子ども達にとっても大きな励みになったのではないかと存じます。この春一番のうれしい便りであり、何とも明るいニュースでございます。今後両選手の活躍と共に、一層技を磨かれ、いろいろな場面で幅広く活躍されることを祈りたいと思います。

もう一つは成人式の企画賞というものでございます。文部科学省が後援をいたしております「新成人式研究会」が今年も全国の成人式について調査をされておまして、ユニークな取組をしている成人式の表彰を行ってございました。平成20年1月の福生市の成人式は企画賞受賞という報告がございました。福生市の成人式が広く認知をされてきていることは喜ばしいことでございます。今後とも新成人者によります手づくりの事業として続いていければと願っているところでございます。以上私からの報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは御質問等ありましたらお願いします。
平野委員 今年初めての中学1年生の宿泊学習事業が行われまして、そこで中学生としての意識が高まったというような効果も垣間見られたというお話がありました。大変良かったと思っております。欠席者の人数が先程合計で8名ありましたけれども、この生徒達の欠席理由が病欠なのか、それとも小学校から問題を抱えている生徒が出席できなかったのか教えていただ

けますでしょうか。

参事 スプリングスクールにおけます欠席者の理由でございますが、一つには小学校からの不登校の継続と、当日の体調不良でございます。

平野委員 わかりました。小学校からの不登校の生徒なら、早速教育センターの不登校児童の対応の先生方に関わっていただきたいと思います。

委員長 小学校から引き続いて不登校という生徒は、現在の確認では何名くらいいるのでしょうか。

参事 小学校から引き続きの不登校生徒は4名でございます。若干付け加えさせていただきますが、小学校時不登校であった生徒がこのスクールにも参加し、その後も元気に登校している状況もございますので併せて御報告申し上げます。

委員長 ほかにありますか、よろしいでしょうか。それでは教育長報告は終わります。

日程第3、議案第32号、福生市給食センター運営審議会委員の任命についてを議題といたします。学校給食課長からお願いします。

学校給食課長 それでは議案第32号、福生市学校給食センター運営審議会委員の任命について、提案理由を御説明申し上げます。福生市学校給食センター運営審議会条例第4条第2項の規定に基づきまして、本年3月末で転任なされた前第三小学校有馬校長、退職なされた前第七小学校山森校長の後任に、第三小学校日野校長、第七小学校西山校長及び第二中学校の転任なされた赤尾校長の後任に笹森校長を、それぞれ残任期間の本年6月28日まで任命しようとするものでございます。以上簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

委員長 よろしいですか。

お諮りします。議案第32号は原案のとおり決することに御異議はないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり可決することといたします。

続いて日程第4、議案第33号、「伝 地頭井戸」の市登録史跡登録に伴う諮問についてを議題といたします。社会教育課長からお願いいたします。

社会教育課長 それでは議案第33号、「伝 地頭井戸」の市登録史跡登録に伴う諮問について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。資料5

ページをお開きください。

まず提案理由でございますが、福生市文化財保護条例第39条に基づき、「伝 地頭井戸」を福生市文化財登録台帳に登録することを、6ページのとおり福生市文化財保護審議会に諮問したいので、本案を提出するものでございます。別冊の議案33号資料「調書」を御覧ください。

本井戸は古くから熊川地域で「地頭井戸」と呼ばれているものです。これは江戸時代徳川幕府の旗本で、熊川鍋ヶ谷戸地区及び内出地区を治めていました長塩氏と田沢氏が、水不足に悩む領民のために井戸を掘り当てたと伝えられる井戸でございます。この地域には4基確認されており、昭和30年ごろまで地域の共同井戸として使用されていましたが、現存するものは本井戸のみです。地頭井戸の伝承は他地域に見られない福生市独特の伝承であり、旗本長塩氏と村民との支配体制や、当時の社会構造を知る上でも貴重な資料です。平成19年9月、本井戸の実測調査を行いました。その結果、井戸内部は多摩川の石材を使用した石積み工法により製作されており、制作年代は近世までさかのぼることができること、及び井戸内部の保存状態は大変良好で、現在も水量が豊富であることが明らかとなりました。そこで「伝 地頭井戸」を福生市登録文化財台帳に登録することについて、文化財保護審議会に御審議を賜りたいと考えております。以上でございます。

委員長 質問ありますか。ないようでしたらお諮りしてよろしいでしょうか。

お諮りいたします。議案第33号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決することといたします。

続きまして日程第5、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第5、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて御報告申し上げます。議案書7ページをお開きいただきたいと存じます。

福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正、及び福生市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則を、平成20年4月1日付、及び平成20年4月14日付で改正をいたしました。改正に当たり教育委員会を召集する暇がございませんでしたので、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規程により、臨時

代理により専決処分をいたし、同規則第3条第2項の規定によりまして本委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは8ページですが、専決処分書の写しでございます。9ページに専決処分をさせていただいた訓令の写しを添付させていただいております。

それでは福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について説明をさせていただきます。この改正ですが、契約行為等に関する規則を制定したことによりまして、市長部局同様に改正をしたものでございます。報告第1号、附属資料1の新旧対照表にて説明をさせていただきます。第6条は支出負担行為及び支出命令の課長の専決事案で、企画財政課長及び企画財政部長への合議を規定しております。第6条第1項第1号中、「10万円未満」の工事、製造及び修繕を、「1件100万円未満」に改め、「支出負担行為」の次に「及び支出命令」を加え、同項中第2号から第6号を削除し、第7号を第2号に規定するものでございます。なお、附則でございますが、この訓令は平成20年4月1日から施行するものでございます。

10ページですが、専決処分書の写しでございます。11ページに専決処分をさせていただいた規則第10号の写しを添付させていただいております。それでは内容の説明でございますが、福生市教育委員会事務局の設置規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則について説明をさせていただきます。福生市教育委員会事務局設置規則ですが、2月の定例会におきまして、福生市北田園2丁目9番地1から本町5番地に改正をさせていただきましたが、施行期日は新庁舎への移転が完了した日といたしたく、施行期日を平成20年4月14日と定めるものでございます。以上で報告並びに説明とさせていただきます。

委員長 御質問等ございますか。

確認ですけれども、第2項から第6項までをすべてこれで読み入れるわけですね。

庶務課長 はい、今までの2号から6号については第1号で全部読み込めるということですか。

委員長 例えば印刷ですとか、測量、設計とかいう文言が違っていると認めないなどということが起り得るのでしょうか。

庶務課長 それは起り得ません。

委員長 わかりました。

それではお諮りいたします。報告第1号は原案のとおり決することに御

異議ないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することといたします。

日程第6、報告第2号、平成20年度教育課程及び行事日程等についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それではお手元の、福生市立小・中学校教育課程編成状況の資料を御覧いただきたいと思います。こちらの資料が当日配付となりましたことを深くお詫びいたします。

まず、本年度の教育課程の編成についてでございますが、昨年度の教育委員会におきまして、平成20年度の教育課程の編成方針についてお諮りし、その編成方針は、現行学習指導要領に沿って行っております。その上でこちらの教育課程編成一覧にまとめて、本日お配りしております。

まず、この内容に沿って主なところを御説明させていただきます。

1ページからは教育目標、基本方針、指導の重点等の一覧になっております。こちらについては基本方針の中で、今年度は食育について触れるようにと指導をしております。この食育については、食育に関する全体計画を各校に提出をさせております。この計画に沿って望ましい食習慣と食育の推進を図っていきたいと考えております。

また、指導の重点については、基礎・基本の充実を引き続き図っていきたいと考えております。特に新学習指導要領でうたわれております言語活動の充実をとりわけ重視していきたいと考えております。

また、夏季休業中を中心に作成する授業改善推進プランを有効に活用し、日々の授業改善を引き続き図っていきたいと考えております。

また下の段の「進路指導」と書いております「小・中・高の交流」で、こちらには直接はうたわれておりませんが、本年度実施しておりますスプリングスクール、こういった取組も小・中学校の連携を図る一つの取組として新たに推進していきたいと考えております。また昨年度同様、教育研究会における小・中学校の連携もあわせて図っていきたいと考えております。

続きまして、5ページ、2番の平成20年度の時数報告です。この授業時数については、小・中学校ともに、現行の学習指導要領に定められている標準時数のプラス30時間を確保するようにと指示を出しております。

小学校においては夏季休業前に実施するサマーチャレンジ、これを午前

授業4時間×3の計12時間、さらにプラスして上乗せするように指示をしております。従いまして小学校は標準時数プラス42時間を確保できるよう指導をしております。若干小数点の関係で42を下回る場合もありますが、概ね42時間以上ということで確保しているところです。

また中学校におきましては、先程お話ししましたプラス30時間確保、それから下の欄のスプリングスクールに関しまして、その行事の時数の振り分けを新たに記載しております。主にスプリングスクールについては当日17時間前後の時数を確保し、その中でも11.5時間から16時間を教科として確保することで、現地に行っても教科としてのきちんとした学習を行うとする教育課程になっております。

続きまして9ページですが学校行事予定の一覧をまとめさせていただいております。こちらについては後程御覧いただきたいと思っております。

最後に11ページの平成19年度の時数の報告です。各校とも標準時数を満たしております。こちらについても後程御覧いただきたいと思っております。

全体を通しまして、中学校でのスプリングスクールの実施、小学校でのサマーチャレンジの実施、また、ここには記載がございませんが、小学校における「基礎的・基本的な学力の調査」を全校の立候補形式で調査をし、基礎的・基本的学力の定着を一層図っていくということ、また教育課程の進行管理も引き続き適正に実施していくことで進めていきたいと思っております。

また、道徳の授業の改善については新学習指導要領でもうたわれているところですので、具体的に道徳授業地区公開講座についても改善を図っていききたいと思っております。今年度は事前に実施計画をきちんと事務局に提出をさせ、その内容、進め方等について教育委員会としてきちんとした指導を行っていききたいと考えております。

また、先日発表されました新学習指導要領の移行に伴う措置については、本年度は校長会、また教務主任会等を通して、「新教育課程準備委員会」を立ち上げ、その移行の方法、内容について検討をする旨、学校に伝えてございます。これについては準備状況等、報告するものができましたら改めて後日報告させていただきたいと考えております。私からは以上でございます。

委員長 御質問等ございましたら。

平野委員 学校の行事で、土曜日に行われて平日に休日が振替になった日は、前年度と比べて増えているのでしょうか。

指導主事 振替になった日は、日程が特に昨年度と大きく変更になっている学校はありませんので、概ね前年度どおりと考えています。

平野委員 わかりました。道徳教育等、平日では参加しにくいという保護者の方の声もありましたので、そのことで土曜日に移行されたところがあるのかと思ひまして伺いました。

委員長 よろしいですか。

私からお尋ねします。教育目標、基本方針等は校長が書くのでしょうか。非常に長い文や短い文があるので教員も我々も理解できるのかその辺の指導はどのようにしていますか。

参事 学校の教育目標は、時代等の変化にあわせまして学校長が、子ども達にこの6年間なり、あるいは中学校の3年間なりで目指す姿という形で示しているところがございます。この点におきましては教育課程の編成方針の事前説明で指導はしておりますが、子ども達や教職員にとって意識化するなどの指導の余地が必要だと認識しておりますので、御指摘のように子ども達や教職員、あるいは保護者、市民等にわかりやすく目標が掲げられるように指導を継続してまいりたいと考えております。

委員長 ほかにございますでしょうか。

加藤委員 1、2ページの「進路指導」欄の「キャリア教育」のところに、全小学校でこの「キャリア教育」を行う計画のように書かれておりますが、私が中学生の職場体験で生徒をお預かりしていると、やはり中学生にならないと職業に対する認識が持てないのではないかと感じていたのですが、小学校から力をいれていच्छることがわかりました。その内容をお教えてください。

指導主事 進路指導については、具体的なお話ですと職場体験といったイメージが強いのですが、これについては小・中・高等学校、また成人になってからも続いていくということで、一貫した進路指導、キャリア教育が必要だといわれております。このことから小学校の段階でも、進路指導についての年間指導計画を全校に提出させております。小学校における進路指導は、自分の生き方を考えていくような基礎的な学習で、例えば道徳の授業の中で過去の偉人ですとか、社会科の授業の中では様々な産業で働く人を取り入れていき、このような学習をしていく中で将来の自分の生き方について考える、また、総合的な学習の時間では、具体的に地域で働く人との触れ合いや体験的な活動を通して考えることができるのではないかと考え、小学校の時期でも段階に合った進路指導をしていくこととなります。

加藤委員 自分は何になりたいかということをや小さいときから単に夢ではなく、夢から現実に持っていくように、指導をされることはいいことだと思いますので、これからも御指導をお願いしたいと思います。

平野委員 今回の中学生の職場体験なのですけれども、東京都は5日間ぐらいの実施と言っておりますけれども、福生市では今年は何日ぐらい実施されるのでしょうか。

指導主事 実際に職場に出る期間は、現在のところ3日間で、その前後の指導も併せて概ね5日間と捉えております。将来のこの5日間、すべての職場への訪問・体験等にすることについては今後検討していきたいと考えております。

委員長 事前指導と体験と合わせて1週間程度になっているということですね。職場体験に限らず、そういう教育課程の作り方は一般的ですね。

平野委員 東京都では5日間全てを職場体験にするという意向だったのでしょうか。

指導主事 5日間の内容については、それぞれ自治体によって捉え方がありますが、地域の方々にその受け入れをしていただく意味でも本年度からは、職場体験の推進委員会等を商工会等の御協力を得まして組織化をいたすところでございますので、この点について今後とも拡充、充実に努めてまいりたいと考えております。

平野委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

委員長 よろしいでしょうか。このキャリア教育関係は、できた当初から議論があったところですが、是非、法にのっとって熱意を持ってやっていただきたいと感想を述べさせていただきます。

渡辺委員 今回の進路指導なのですけれども、小学校の「小・中・高の交流」というところを見ますと、小学校では中学校に対しまして交流を持ちたいというのが現れているのですが、逆に中学校を見ますと小学校との交流というよりはむしろ高校ですとか、そちらとの情報交換というところになっているかと思えます。ぜひ中学校でも小学校へ目を向けてあげればと思っているところでございます。

委員長 はい、御意見として承っていただければと思います。ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わりたいと思います。

報告第2号は原案のとおり決することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員 長 異議なしと認め、報告第 2 号は原案のとおり承認することといたします。
続いて日程第 7、その他報告についてお願いします。1、平成 20 年第
1 回福生市議会定例会の報告について、教育次長よりお願いいたします。

教育 次 長 その他報告事項 1、平成 20 年第 1 回福生市議会定例会について御報告
申し上げます。その他報告事項資料 1 を御覧ください。会期は 3 月 4 日か
ら 3 月 28 日までの 25 日間でした。議案は 31 件ございました。

議案のうち主なものといたしましては、まず平成 20 年度福生市一般会
計予算がでございます。今回一般会計におきましては、歳入・歳出予算の総
額はそれぞれ 201 億 9,300 万円と定めてございます。そのうち教育費は
24 億 4,666 万 8,000 円と定めてございますが、学校教育関係予算は 14 億
5,306 万円、社会教育関係予算は 9 億 9,360 万 8,000 円と定めてございま
す。

次に平成 19 年度福生市一般会計補正予算第 4 号がでございます。今回一
般会計におきまして、歳入・歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ 6,170
万 2,000 円を減額補正いたしまして、歳入・歳出のそれぞれの総額は 228
億 7,585 万 5,000 円となっております。この歳入のうち教育に関する部
分で主なものといたしましては、教育使用料の 470 万円、教育費国庫補助
金 3,365 万 7,000 円の減額がでございます。歳出では教育費全体の補正額は
5,154 万 6,000 円でございます。主なものといたしましては小学校学校
整備費 4,467 万 1,000 円、保健体育費 2,433 万 5,000 円などの減額がござ
います。なお、体育館費ではトレーニング機器一式購入費といたしまして、
特定防衛施設周辺整備調整交付金 1,111 万 6,000 円の補助を得まして、
1,677 万 4,000 円の増額補正をしております。

次に平成 19 年度福生市一般会計補正予算第 5 号がでございます。今回は
追加議案といたしまして、一般会計におきまして歳入・歳出予算の総額に
歳入・歳出それぞれ 3,067 万 8,000 円を追加いたしまして、総額は 229 億
653 万 3,000 円となっております。これは都市計画道路 3431 号線、柳
通りの拡幅に伴う道路用地買収のための整備費補助金として東京都から
3,067 万 8,000 円の補助を受けたことにより、増額補正いたしましたもので
ございます。

次に議案といたしまして福生市入学資金融資条例の一部を改正する条
例についてでございます。学校教育法の改正に伴いまして、入学資金融資
のあっせん対象に中等教育学校の後期課程を加えると共に、規定を整備す
る必要が生じたため、条例の一部を改正いたしました。

次に福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例についてでございます。学校教育法の改正に伴いまして、育英資金の支給の対象に中等教育学校の後期課程を加えると共に、育英資金の支給を四半期ごとの支給としたいたしたので、条例の一部を改正したものでございます。

次に福生市民会館条例の一部を改正する条例についてでございます。福生市民会館に指定管理者制度を導入するため、指定管理者に市民会館の管理を行わせることができるとする条文を始め、指定管理者制度に関する規定を定める必要がございますので、福生市民会館条例の一部を改正いたしました。

次に福生市体育施設条例の一部を改正する条例についてでございます。福生市営武蔵野台テニスコートをフットサルでも兼用使用できるように整備いたしましたので、条例第 18 条使用料の別表を改めまして、「テニスコートをフットサルで使用する場合は当該テニスコート 2 面分の額とする」と改正いたしました。

次に福生市体育館条例の一部を改正する条例についてでございます。福生市体育館に指定管理者制度を導入するため、指定管理者に体育館の管理を行わせることができるとする条文を始め、指定管理者制度に関する規定を定める必要がございますので、福生市体育館条例の一部を改正いたしました。なお、指定管理者制度に移行する予定の体育館は福生地域体育館と熊川地域体育館の 2 館でございます。

一般質問は 15 名の議員からございましたが、教育委員会関係の質問は 6 名ございました。質問の内容については資料のとおりでございますので、後程お目通しをお願いいたします。

以上平成 20 年第 1 回福生市議会定例会についての報告でございます。

委 員 長 よろしいでしょうか。

続きまして 2、平成 19 年度福生市公立小・中学校卒業式及び、平成 20 年度福生市公立小・中学校入学式の実施報告について、参事からお願いいたします。

参 事 それでは平成 19 年度卒業式及び平成 20 年度入学式の実施状況について御説明を申し上げます。その他報告事項資料 2 を御覧いただければと存じます。

平成 19 年度卒業式及び平成 20 年度入学式の実施状況でございますが、資料にございますように当初の計画どおり、学校長におきましてすべてにおいて滞りなく適正に実施されたところでございます。また当日の儀式を

順調に行いますことは当然でございますが、事前の国歌の指導におきましても適正に実施されたところでございます。御臨席を賜りました委員の皆様方におかれまして御指摘をいただく事項がございましたら、よろしくお願い申し上げます。なお、今後におきましても学校長におきまして、学校の儀式的行事が適正に学習指導要領に準じまして実施されますよう、より一層指導をしてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

委員 長 御質問等ありますか。

加藤 委員 小学校の入学式なのですけれども、校長先生のお話と私たち教育委員の告辞とが重複していましたので、打合せするなりしてお話を少し変えたほうがいいのではないのでしょうか。

委員 長 告辞についてはまた協議でいかがでしょうか。

加藤 委員 はい、わかりました。

委員 長 ほかにございますでしょうか。

平野 委員 毎年卒業式・入学式に関しましてこのような調査をされていると思うのですが、これはこのまま東京都に報告される資料なのでしょうか。また、今後も引き続きこのようなチェックをされるということでしょうか。

指導 主事 東京都に報告する書式はこちらの資料とは異なるもので、もう少し簡単な内容になっております。こちらのお手元にある資料は、教育委員会で報告させていただくためと校長会等でお示ししている資料でございます。来年度以降も、引き続きこのような形で行っていくつもりで考えております。

委員 長 なぜこのように細かくチェックしているのかということについての質問だったと思うのですけれども、もっと簡単な報告書だということであれば簡単なものでいいのか、その簡単に報告するための基礎資料としてこういうものが必要なのかという質問かと思うのですが。

平野 委員 はい、私は5年くらいこのような結果を見させていただいているのですけれども、この数年で御指導が行き届いて落ち着いてきて、どこの学校も同じような結果が出てきてよかったと思っております。ある程度落ち着けば細かいチェックは必要なくなってくるのではと思いましたが、お伺いいたしました。

教育 長 この件については、実は福生市では1件訴訟の問題を抱えております。元第三中学校にいた教員が訴えを起こしているわけでありましてけれども、この件については、簡単に調査の仕方等々についても、緩めるということとは結果として良い方向に向かわないだろうと思っております。そういう意

味から毎年同じように福生市教育委員会として注目をしているという姿勢は持ち続けなければならないかと考えておりますので、事務局としては続けさせていただきたいと考えております。

委員長 教育委員会としては、5年前に委員会でこのような調査をすることを決しましたが、現段階は見直す時期ではないと、そう判断したいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、それでは継続していただくということです。

続きましてその他報告事項3、学校評議員制度の運用指針について、参事より報告をお願いします。

参事 それでは学校評議員制度の運用について御報告をさせていただきます。資料はその他報告事項資料3でございます。

学校評議員制度については、昨年4月に学校評議員制度の運用ということで、福生市学校評議員設置要綱平成12年8月1日に決定をしておりますことの確認事項として、教育長から文書を出され、各学校長に指示をしてきたところでございます。本年度におきましても年度当初に、改めて各学校長に対しまして指針を示したところでございます。特に本年度は学校教育法の改正の趣旨を踏まえまして、特に資料にございます2番の運用の確認欄に「活動」とありますが、その右側に「資料の内容については校長一任とするが、各学校の自己評価及び関係者評価を実施し、学校運営の改善についての基礎資料とする。」という文言をつけ足したところでございます。

それから、あと二つ程つけ足したところがございまして、二つ目は次のページでございます。「意見の聴取」の右の欄でございます。最初の会合の際に意見交換のテーマに応じて、また具体的なデータ、平成20年2月1日付「福生市立学校経営計画策定について」という文書を校長あてに発送したところでございますが、それにある各学校の学校経営計画を示して、学校の状況を知ってもらうことをつけ足したところでございます。

三つ目といたしましては「意見聴取の結果の報告及び公表」の一番下の欄でございます。これについてはこの右側にございますように、大体四つの方法を用いて保護者・市民に公表するという指示をしたところでございまして、本年度特に「学校ホームページによる公表」を強調したところでございます。

以上3点を本年度強調させていただきまして、各学校長にたたいまそれ

それぞれの学校の評議員の推薦をさせているところでございます。来月の教育委員会定例会におきまして提出をさせていただき、御説明をさせていただければと存じます。このような内容の運用指針を校長に通知したという報告でございます。

委員 長 34 ページの囲みの中の右の一番下ですが、アスタリスクが付いているところ、「聴取した意見については聴取内容に応じて学校経営への反映に努める。」とありますがこれは必要なのですか。要するにAという評議員がこうやるべきだと言ったら、校長はそれを努めなければいけないのでしょうか。例えば私が評議員になったとして勘違いをして言うってしまう場合もあります。それをこう文章として書いてしまうことのリスクはないのでしょうか。逆に評議員はそのためにいるわけで、わざわざここに書かなくてもいいのではないのでしょうか。

教 育 長 ここへわざわざ文言を一言入れましたのは、一つは、校長に対しては評議員の意見聴取を大事にするようにというねらいが教育委員会としてはあります。一方で「聴取内容に応じて」と表現を入れまして、更に「努める」という文言にしました。つまり、学校としては今、委員長が御心配いただいたようなことも当然ありましようから、そういう意味を込めて「応じて」「努める」という程度で表現をとどめております。

委 員 長 わかりました、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは学校評議員の項は終わりますして、4番、小学校スクールカウンセラーの配置及びスクールソーシャルワーカーの活用についてを参事から内容説明をお願いいたします。

参 事 それでは、小学校のスクールカウンセラーの配置と、及びスクールソーシャルワーカーの活用事業について、説明をさせていただきます。

まず初めに小学校のスクールカウンセラーでございますが、その他報告事項資料4を御覧いただければと存じます。東京都に申請をいたしました申請書そのものを資料とさせていただきました。

現在中学校におきましてスクールカウンセラーを週1回配置しているところございまして、この事業の予算は、国が2分の1、東京都が2分の1の負担で行っているものでございます。このたびこの事業におきまして、都の財政負担と国の財政負担の割合が変わり若干都の財政負担に余裕ができ、その分東京都の小学校全校の5%程度に配置をしたい旨の通知が参り、全校に配置をしていただきたい旨の回答をいたしたところでございます。ただ5%という数値が示されておりましたので、その点については

かなり困難であろうと予想をいたしまして、各学校長とも相談をいたし、児童の状況等をかんがみまして、2校を推薦いたしたところでございます。

結果といたしまして東京都の配置基準5%を上回る配置結果をいただきまして、先程の教育長からございましたように、第二小学校と第三小学校にスクールカウンセラーを配置したところでございます。より一層のスクールカウンセラーの活用に努めまして、児童・生徒の心の問題等のケアに当たっていければと考えておるところでございます。

続きましてスクールソーシャルワーカーの活用事業について、その他報告事項資料4の裏面にございますが、そちらを御覧いただきながら説明を申し上げます。特にこのスクールソーシャルワーカーについては、38ページのスクールソーシャルワーカー概念図で、本市独自につくったものでございますが、今から申し上げることを簡単に図に示したものであると御理解をいただければと存じます。

まずこのスクールソーシャルワーカー活用事業の経緯と趣旨について御説明を申し上げます。児童・生徒の固有の課題としての健全育成の問題については、既にそれぞれの取組をもって進めているところでございます。特に文部科学省及び東京都の地域指定として調査・研究を進めてまいりました中に平成18年度からの不登校の児童・生徒対策として、スクーリングサポート・ネットワーク事業を進めてまいりました。

平成19年度からは対象を不登校に限定をせず、暴力行為、いじめ等の学校が抱える諸問題の未然防止、早期発見といったような取組で、事業名を「問題を抱える子ども等の自立支援事業」に拡大をし、実施してきたところでございます。こうした実施状況におきましても、これまで児童・生徒の状況をみますと、この制度による著しい成長や変容がもたらされたという結果、また実を結んでいるといった状況もみられるところでございます。

こうした2カ年の経営の上に立ちまして、その児童・生徒の対応をより一層進めていきたいことから、平成20年度、スクールソーシャルワーカー活用事業調査研究地域指定として、文部科学省からその案内がまいりまして、この2年間の経緯等を踏まえまして申請することが必要であろうと判断し進めさせていただいたところでございます。

このたび本事業の内示として、その配当予算等の結果が出てまいりました。予算額は、私どもが申請をいたしました771万円という満額の配当をするといった内示をいただいたところでございます。児童の問題行動につ

いては様々な背景と要因が絡んで発生しておりまして、学校や関与していただいている方々や組織におきまして、それぞれに限界等を実感するところでございます。

事務局ではスクールソーシャルワーカーを配置することにより、児童・生徒に置かれている環境の問題に着目をし、働きかけることが必要であろうと考えており、関係機関との連携をより一層強化するためのコーディネーター的な役割を果たしていただければと考えているところでございます。資料に強調の文字で書かせていただいておりますが、スクールソーシャルワーカーは福祉的な観点から「生徒が置かれているさまざまな環境に着目して働きかけることができる人材や、学校内あるいは学校の枠を超えて関係機関等の連携をより一層強化し、児童・生徒の自立を促す役割を果たすコーディネーター的な存在」という認識をしているところでございます。

あくまでも調査・研究でございますので、さまざまな課題が想定されるわけでございます。その点についても国に発信をし、普及をしていくことができると考えておりますので、そういった意味での私どもの研究推進については、重要な役割があるのではないかという認識を持っているところでございます。

次に人材と役割についてでございます。スクールソーシャルワーカーにおきましては、学校において現在、校内でのケース会議等を持っておりますが、これについての参画、あるいは児童・生徒や家庭の支援等に直接当たることも含めまして、ケースごとに重点的かつ継続的に関与できるよう、管内の学校を巡回する形で進めてまいりたいと考えております。

主にスクールソーシャルワーカーにお願いしたい職務内容は次の5点と考えているところでございます。まず1番目に「問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ」、2番目に「関係機関等とのネットワークの構築及び連携・調整」、3番目に「学校内におけるチーム体制の構築及び支援」、4番目に「保護者、教職員等に対する支援、相談・情報提供」、5番目に「教職員の研修等」の講師等をお勤めいただきまして、こういった福祉的な観点で子ども達や保護者に接する上での研修を深めてまいりたいと考えているところでございます。

先程一部申し上げましたけれども、この研究の目的と想定される課題の中で、現在学校の健全育成の問題に関与をいただいております方々とうまく融和して進めていかなければいけないわけでございますが、それぞれが

役割を果たしていただいている中で、どのように調整していくかといったところについては、かなりの問題が生じてくるだろうということは想定をしているところでございます。

そこで本事業におきます研究の目的を次の2点と考えております。まず一つ目がスクールソーシャルワーカーの適切な配置や活用のあり方の研究でございます。二つ目がスクールソーシャルワーカーを活用した、児童・生徒が置かれているさまざまな環境に対する効果的な働きかけのあり方でございます。この2点を研究の目的といたしまして活用を進めていければと考えております。

次に調査研究の計画でございますが、先程申し上げましたように、ケースによってどのような形でかかわっていくかというのは大変難しいと考えておりますが、できる限り一人一人のケースごとに重点的な、継続的な指導を可能にするような、中長期的な計画をもって配置及び巡回等に努めてまいりたいと考えております。

次のページでございますが、調査研究の推進体制ということでそちらに概念図を示してございます。単純に申し上げますと、現在どのような状況に学校が置かれているかということでございますが、一つ目は校内でのさまざまなケースについては校内で対応いたしております。こういったときには学校に所属します担任や、あるいは中学校においてはスクールカウンセラー、生活指導主任等が当然管理職と相まって対応しているということが日常でございます。

2番目のケースといたしましては、そういった校内での教職員だけでは対応できかねる問題について、校外の人材に手助けを求めるケースでございます。これはその図にございますように、適応指導教室、あるいは教育相談等の関わり、そして児童相談所、あるいは主任児童員の皆さんとの関わりや、警察等のかかわりを持ってこの対応を進めているところでございます。

今回スクールソーシャルワーカーの配置におきまして期待されますことは、実はこの1番、2番においてもなかなか対応がしきれていない部分の児童・生徒のケース対応でございます。3番目といたしまして、1、2の両方とも対応しきれないケースがここに当たるだろうと考えております。これは福祉的な観点から家庭へのアプローチが必要であろうと考えておきまして、福祉部等の担当の部署とも調整しながら進めていかなければいけない問題だと考えております。

なお、このスクールソーシャルワーカーが具体的にどういう動きをしていくかについては、7番目の「運営協議会の構成」に書かせていただいておりますが、こういう方々に現在も問題に関わっていただいております。こういった方々から運営協議会を設置いたしまして、ケースごとに会議を重ね、スクールソーシャルワーカーがどのように動くべきか、あるいはソーシャルワーカー単独ではなくて複数で動くかといったケースごとの想定ができるわけですが、このような形で運営協議会を設置し、その中でケースごとに実践事項といいたしましうか、具体的な行動計画をつくりましてスクールソーシャルワーカーの方々に動いていただくといった流れになろうかと考えております。

6番目の「調査研究により見込まれる成果及び検証の方法」ですが、先程申し上げましたような研究の目的を果たすために、次のような形での成果というのは考えられるわけですが、その検証については文部科学省の調査で、「児童・生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査」をしております。この調査結果を年度ごとに、特に平成20年度におきましてはスクールソーシャルワーカーを入れた状況と、前年度の入れてない状況の調査結果とを比較をし、どういう改善をされていったかという検証をしてまいりたいとも考えておりますし、あるいは運営協議会の関係者や学校関係者にこの事業に対しての聞き取り調査といった形で、評価を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても未知の分野ですので、若干不安な部分もございます。従いまして部署等の連携、特に子ども家庭部、福祉部等の連携を図りながら庁内でも十分に協議をしていきながら、何とかこの制度が根付くよう、文部科学省へ研究・調査報告できればと考えております。

当面この制度は3年間という期限で承っております、予算額等は多少の変更はあるかと思いますが、ただいま福生市が抱えている児童・生徒の、より深層的な部分の問題に対応できる制度ではないかと考えております。

なお、最後に付け加えますと、この制度は文部科学省が今回提案をいたしておりますが、府県の単位ですと、大阪府あるいは群馬県、香川県等におきまして、府県の財政でこの制度を既に先行して実施しているところがございます。文部科学省のこの指定事業は、全国で141団体を指定するというところでございますので、東京都の室課長会の連絡等では、ほとんどの市が手を挙げたということですので、福生市にこの調査研究を委託していただくことは、大変ありがたいことと感謝しているところ

ろでございます。以上でございます。

委員長 御質問、御意見等ありましたら、どうぞ。

平野委員 私も長年主任児童委員をしております、問題を抱えるお子さんに少なからず関わってまいりました。その中でも私はボランティアの立場、福祉的な立場で子ども達と関わっておりましたので、小学校・中学校へ通っているお子さんとなりますと、学校、教育からの関わりがもう少し深まれば、また違った成果が出たのかなと思われるケースも幾つかあったように思います。そこで今回はこの調査研究の事業で、スクールソーシャルワーカーが福生市に導入されたということは、本当によかったなという一言に尽きます。どうかこの制度がうまく活用されるように祈っております。

そして、幾つか御質問したいのですけれども、37 ページにスクールソーシャルワーカーの職務内容について書かれております。この中の例えばとか、とかになりますと、各学校に特別支援教育コーディネーターの先生が配置されていらっしゃるけれども、その先生との役割分担はどのようになるのか、また 38 ページのこの概念図を見まして、スクールソーシャルワーカーが関わるケースとして、で対応しきれないケースとなっております。ここで、どこまでがで対応できないのか、どこまでがで対応できないのか、とても判断の難しいところではないかと思ひますし、学校や先生方にどのあたりまで頑張っていただけるかというところが問題かなと思ひます。でなければこのスクールソーシャルワーカーに入ってくる仕事量は莫大なものになってくるのではないかなと私は心配しております。

その運営に関しまして 39 ページの7の「運営協議会の構成」が載っております。やはりスクールソーシャルワーカーお一人では絶対に動けないことで、情報交換等を含めて他機関との連携というのはとても大切になってくると思ひます。福祉の分野でも、「要保護児童対策地域連絡会」という組織がありまして、今年度に要綱もまとまり、実施されていると思ひます。その中で代表者会議とか実務者会議とか、個別ケースの検討会議等があります。特にこの個別ケースの検討会議と、この運営協議会の重複する問題が多くなってくると思ひます。このあたりをどのように連携していくか、今まで私も同じような会議を経験したのですけれども、まずどちらが主催するか、イニシアティブをとるかというバランスをとる上で同じような会議を幾つも開いていたというのがございましたので、時間と労力のロスがないように、連絡を密にして連携していただきたいと思ひます。

福生の問題を抱えている子ども達は、何か一つ新しい制度ができたからといってすぐ解決できるという容易な問題は少ないと思うのです。だから問題を少しでも軽減して、子ども達が学校へ行ける、生活していける、外部の人と関わりが持てる、何か一歩でも二歩でもその子ども達にとって、良い環境をつくっていかれるようお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。期待しております。

委員 長 最初の、質問についてまず参事お願いします。

参 事 それでは3点程御質問いただいているかと存じますが、まず1点目、ソーシャルワーカーと今現在学校にその役割を位置づけております特別支援コーディネーター、あるいはスクールカウンセラー等の役割とかなり重複するところが予想されます。ただ私どもが今考えておりますのは、今回のスクールソーシャルワーカーについてはスーパーバイザー的な役割になるのではないかと予想しておりまして、御指摘の内容も含めた調査研究になるだろうと考えております。全国どこの学校におきましてこのスクールカウンセラーと特別支援コーディネーターが実際、担っている部分がございますので、そういった点を含めてどのように棲み分けなり、円滑に進めていくかということについては、かなりの問題があると思っておりますが、当座の位置付けといたしましては学校のスーパーバイザーとしての位置付けで、現在の予算の中で週3日程度の配置ができるのではないかと考えております。スクールカウンセラーが週1日でございますので、こういうスーパーバイザー的な役割の方が週3日学校にいらっしゃるということは大変大きいかと考えております。

それから概念図におきまして、
、 のケースで学校がどこまで対応していくのかということでございますが、これについては確かにスクールカウンセラーに大きく依存をしまったり、本来学級担任がやるべきことを依存されていきますと、双方に不信感等、調整に難しい面が生じてまいることは現在もあるわけでございます。これがまたソーシャルワーカーが入ってくることで、そういったことが余計増幅することも考えられるわけでございます。ただ、私が現在学校に訪問をし、さまざまなケースごとに話を聞いている限り、最前線の学校で保護者に対応しているケースで、やはり限界といたしましては、どうしても保護者の居所がつかめず、その状況の中で子どもが学校登校だけはするといったようなケース、あるいはそこに居住していないまま在籍だけはしておるといったようなケースもございまして、この点については、子ども家庭部で要保護の会議を主催して

おりまして、私もその会議には出させていただきます。

このスクールソーシャルワーカーが今回制度化され、調査研究としてやっていかなければいけないわけですが、それぞれ今現在、部署で対応している本市独自で先行して発展的に行っている部分もあると私も認識をしております。より横断的な部署の関連を進めていかなければなりませんので、部署内の会議、調整は頻繁にしていかなければならないだろうと考えております。

ただ、この関与者の構成委員のメンバーの方々にはさまざまところで会議なり、あるいは現場へと動いていただいています。また新たに会議が増えてまいりますと、その負担ばかりが多くなってまいりますので、できる限りこの件は学校が抱えている代表者会議といったような形でできないだろうかと考えておりまして、学校がこの点をどう把握していくのかにかかってくるかなと思っております。今回の調査研究では10校の学校に広くこのスクールソーシャルワーカーを配置するよりも、重点的に配置をして私どもが深く関与ができるような形で進めていきたいと考えておりまして、無理に結果を出そうということではなくて、あくまでも保護者や児童生徒の負担の軽減になっていくことで事業が活用でき、その意義や価値があるのだということが発信できればと思っております。以上でございます。

平野委員　もう一つよろしいでしょうか。このスクールソーシャルワーカーの方はやはり東京都から派遣してくださるわけですか。

参事　スクールソーシャルワーカーは、各自治体で人材を探すことになっております。現在この点もどういう人材が適当かということでは悩んでいるところでございますが、やはり福祉的な分野にある程度、または非常に熟知された方、関係機関との連携がスムーズにいくような経験をお持ちの方、そういう方にぜひ加わっていただきたいと思っております。ぜひこの人材については委員の皆様方にも御協力をいただけないかと考えております。

委員長　よろしいでしょうか。平野委員は主任児童委員でもいらっしゃったので、今までこういう場で有機的な連携があると良いとか、一機関ずつでは限界があるという、そういうようなものをうまく教育長以下、参事たちが汲んでくださったのでしょう。人件費を含めての771万円の予算だろうと思うので、いい人を探していい組織をつくってもらいたいと思います。

教育長　この事業自体は、最初申し上げておりますように、その活用がどのよう

に可能になるかという調査研究事業でありまして、過大の期待というのはまだ今の段階では無理かと思えます。ですから問題は何があるかということがはっきり見えてくればいかと、そのように思っております。ここで必ずやこんな効果が出るということは、そこまで期待するのは無理ではないかと思っております。ただ一方でソーシャルワーカーが入ることによって、学校側が従前取り組んできた自分たちの積極的な、教育的な活動や支援が後退しないようにしなければいけないと思っております。少し楽になったといって自分たちの責任逃れになるような形になっては全く意味がないと思っております。

委員 長 この制度は3年間の制度ですから、今まで各学校等で実施してきてくださったものをここへ全部投げ込んでしまったら、3年後に経験が全くなくなってしまうから、かえって悪い状況になりかねないですね。ですからあくまでもこの「活用事業」という調査研究は、スクールソーシャルワーカー自体の研究は既に終わっているのだけれども、実際活用するときの周囲の問題点を探求するために予算がきているので、教育委員等、よりわかりやすい方々がいろいろ支援しないといけないので、かえって学校もその担当の人たちが今までより熱心に取り組んでいただかないとうまくいかないことだと思います。よろしいでしょうか。御丁寧な説明と、それから新しい取組ありがとうございます。

それでは引き続き、福生保育園の一時移転に伴う扶桑会館の臨時休館について、社会教育課長より説明を願います。

社会教育課長 その他報告事項、資料5の福生保育園の一時移転に伴う扶桑会館の臨時休館について説明させていただきます。

まず第1に扶桑会館を臨時休館する理由でございますが、福生市では福生保育園におきまして、病後児保育を平成20年11月に開始する予定で準備を進めております。病後児保育とは、保育所に通所中の児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かる事業でございます。そのため福生保育園の空調設備改良及び病後児保育室新設工事を7月から10月に予定しております。この工事に伴い、福生保育園に在園する保育児童や職員の安全を考慮し、一時的に別な施設へ移転し保育することになります。移転先は保育園に近い地域会館である扶桑会館を予定し、扶桑会館を臨時休館にいたそうとするものでございます。

第2に、期間でございますが、工事全体の工期は7月から10月ですが、工事が園内全体に及ぶ7月1日から8月31日が扶桑会館への一時移転の

時期となります。この7月1日から8月31日までの2ヵ月間を、扶桑会館は一部を除き臨時休館となります。ただし、2階部分に集会室及び和室がございますが、この2部屋については保育を行わない火曜日から土曜日の午後6時から10時までと、日曜日と祝日の午前9時から午後10時までについては使用ができる対応をとらせていただきます。

第3に、関係団体及び一般市民への周知方法でございますが、毎年夏期に使用予定の3団体への調整、及び福生市行政協力員及び町会長協議会における説明については、既に子育て支援課が行っております。5月1日号広報ふっさ及び5月当初の市のホームページにおきまして、この内容の掲載を予定しております。最後に私からも直接地元の町会長さん、子ども会会長さんなどに直接説明を行っております。以上でございます。

委員長 これを御報告いただいている理由は、扶桑会館は社会教育課、教育委員会の所管だからですね。報告をありがとうございました。

続いて福生市子ども議会の答弁者等の見直しについて御報告いただきます。同じく社会教育課長、お願いいたします。

社会教育課長 福生市子ども議会の答弁者等の見直しについて説明させていただきます。まず現状ですが、現在福生市子ども議会の子ども議員の質問は、教育委員会に係る事項、例えば学校や教育に関する質問内容にとどまらず、市政全般にわたる内容に広がっております。従いまして事務局である社会教育課が子ども議員から質問内容を整理し、庁内の各所管課長に振り分け、答弁書の作成依頼を行っております。教育委員会所管以外の質問内容については、子ども議会当日は各所管課長が作成した答弁書を教育委員会の管理職がかわって答弁をし、答弁の作成者と答弁者が異なることとなっております。

次にこれによる問題点ですが、本来各所管課長は、質問する子ども議員及び議場のすべての参加者に理解と納得を得る答弁を想定して、答弁書を作成することが求められているところですが、現在教育委員会所管以外の内容については、答弁作成者と答弁者が異なるため、質問を自ら考え、まちづくりに有意義な意見を述べようとしている児童に対しまして、間接的な答弁となってしまう嫌いがまま見受けられます。またその結果、質疑が緊張感と責任を損なう結果を生じることにもなりかねません。

そこで対策ですが、教育委員会所管以外の子ども議員の質問内容については、答弁作成者すなわち所管課長が、子ども議会当日の答弁についても行うこととしたいと存じます。また答弁書作成については、各所管課長は

各部長との調整を行いながら進めていただきたいと考えております。

効果でございますが、このことにより質問を自ら考え、まちづくりに有意義な意見を述べようとしておりますすべての子ども議員の質問に対しまして、正確でわかりやすく責任を持った答弁書作成及び答弁が可能となり、子ども議会当日の質疑が一層充実したものとなると思われま

す。その他でございますが、名称の変更でございます。このような変更に伴い、現在の「子ども議会(教育委員会版)」という名称の(教育委員会版)の部分ははずしまして、「子ども議会」と改称いたしたいと存じます。また事務局でございますが、学校との調整、子ども議員との連絡、質問項目の各所管課長への振り分け、子ども議会当日の運営、記録集の作成等、一切の事務処理については従来どおり社会教育課が事務局として担当いたします。

参考資料としまして7年間の質問項目の一覧を付けております。なお、学校や教育に関する質問内容の範囲が広がってしまっていることに対してでございますが、毎年21人の小学5年生、6年生が、それぞれ1、2問程度質問を繰り返してまいりますと、経過から見て範囲が広がります。そこで今回のように全庁で対応していこうということになりました。また、以前から教育委員会で、要望型ではなく提案型に切り替えていくよう御指摘がございました。事務局としましては何度か指導主事とも相談をし、5月中には小学校7校の副校長と協議し、平成20年度からは提案型へ向け改善を図ってまいります予定でございます。以上でございます。

委員長 御報告が終わりました。何か御質問はございますか。

平野委員 私も何回か子ども議会を拝見させていただいて、本当に子ども達が自分達の立場から、また生活の中から、まちの様子をよく見ているなど感じております。そういう意味で子ども議会は、市政に対して理解を深めたり関心を持たせたりということで、とてもいいことだなと思います。また福生市は市民参加のまちづくりを進めておりますので、子ども議会を小学生だけではなくて中学生、高校生まで幅を広げてもいいのかなとも思いました。確かに中学生・高校生に関しましては、意見発表会というのはあるのですけれども、その中では余りまちのこと、政治に関することが語られていないような気がいたしますので、今後そのような取組をお考えなる意向があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

社会教育課長 今後、そういったことができるかどうか検討させていただきたいと存じます。

加藤委員 第2回の子ども議会に、駅前のハトのふん被害のことが出ていまして、第3回、第6回も出ています。校庭のトイレの質問も第1回目、第5回目に出ていますが、これはなかなか改善されてないということなのではないでしょうか。

社会教育課長 実際、すぐには改善できないものもあります。困難な問題や、子ども達が大変関心のあるものについては、何回か繰り返し同じ質問が出ております。

教育長 具体例が出ておりましたのでお話し申し上げます。まずハトの問題でありますが、これは「えさをやってくれるな。」という人と、「えさをやらなければかわいそうだ。」という二つの考え方の人がいつもぶつかるという状態であります。従いまして市役所としては駅前の広場の管理、あるいは公園の管理上の問題から、「えさをやらないでほしい。」というお願いをしておりますが、残念ながら私どもの考えは聞いていただけない方もおられます。そのためにずっと長引いて、その解決に至ってないということが子ども達の目にとまっているということだと思われれます。

それから施設整備の問題については、年次計画をもって整備を進めております。トイレの問題についても小学校から順次、そして中学校へと、計画を持って進めておりまして、子ども達に対する回答は年次を持って進めざるを得ないことを説明はしております。今後問題が出てくるのは中学校のトイレの整備と思っておりますが、これは平成20年度でどこかの中学、確か推進プランの中でも設計に取り組みめるようになったかと思っておりますので、順次トイレの問題の整備は出てくるだろうと思っております。いずれにしても施設整備は、学校の場合にはかなり大規模に、しかも予算もかかるということですので、年次計画をもってやらざるを得ないということが目下の状況です。

委員長 よろしいでしょうか。私から一言。以前、この報告をいただいた折に、広げるのは結構だけれども、逆に教育委員会版としてきちんとやってみたらどうかという発言をさせてもらいました。そのことは検討なさったのかなさらなかったのか、検討の結果がこの報告なのかをお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

社会教育課長 先程お話ししましたように、実際にはそのことについては検討してまいりませんでした。申しわけありません。

教育長 質問項目等御覧をいただきますと、子ども達の目にとまる部分というのがかなり、自分たちの身近な部分も含めてあるということですので、

そういう部分は質問の条項としてもやむを得なからうかというのが、事務局側がずっと持っていた一つの判断でありました。従いまして当面は従来どおりの質問の範ちゅうでもやむを得ないだろうという考え方でありましたので、深くそののところについて詰めきれたという状況には目下のところございません。また改めて御指摘をちょうだいしておりますので、今後またその辺についても、検討は進めさせていただきたいと思えます。

委員 長 例えはそういたしますと、答弁者は拡大し、市長部局にもお願いするけれども、（教育委員会版）という括弧の部分は残るということはあり得るのでしょうか。

教育 長 目下のところは教育委員会版という形では残す予定ではなくて、提案をさせていただいたというところではあります。将来的に今、御指摘のようなことが方向として見出せますれば、また改めて内容として教育委員会版といわなくても、中身としてそういう方向で取り組んでいけるだろうと思えます。

委員 長 ただし先程の社会教育課長の答弁は、教育委員会で出た議題をきちんと精査しないでいきなりこの報告が出てきたということに対して、教育委員の一人としての不満はどうしても残りますが、それでよろしいのでしょうか。

教育 長 申しわけありません。御意見が十分に組み入れられた形で提案がされていないということについてはお詫びを申し上げます。ただ御理解いただきたいのは、子ども達が疑問として持っている事項というのは意外と生活の広い分野にまでわたっているという状況がございますので、私どもとしても子ども達の関心の度合いを広く、あるいは大きく見ていってもやむを得ないという考え方であります。

委員 長 生活環境に関しては当然学校現場だけではないわけですから、子ども達が置かれている環境全体についての質問、ご意見が出てくるだろうということは理解しております。わかりました。

ほかにございますか。ないようでしたらこの報告事項は終わります。

続いて第 17 回ふっさ輝きフェスティバルについて、同じく社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 第 17 回ふっさ輝きフェスティバルについて報告させていただきます。47 ページの資料を御覧ください。このふっさ輝きフェスティバルは青少年の健全育成、毎月第 3 日曜日の「家庭の日」の推進・拡大を目的といたしまして、福生市青少年育成地区委員長会が主催して行っているものでございます。今回は 17 回目となるものでございます。

今年は5月18日の日曜日、午前10時から午後2時まで、多摩川中央公園で実施いたします。当日の内容といたしましては、焼きそばやフランクフルト等の模擬店や、輪投げやパズルなどのゲーム、また体験コーナーや小動物園など多くの市民が楽しめる内容となっております。

この事業は主催が福生市青少年育成地区委員長会で、福生警察署、福生消防署、福生市民生児童委員協議会ほか多くの方々の御協力を得て開催されるものでございます。また、今年度も海外派遣予定の中学生及び海外派遣のOBOG会のメンバーも参加することとなっております。雨天の場合は中止となります。以上でございます。

委員長 御質問はございますか。

続いて、市民会館、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者制度導入に伴う募集要項及び管理業務運営基準について、御説明をお願いします。

市民会館兼公民館長

それではその他報告事項資料8、49ページを御覧いただければと思います。既にこの募集要項については、前回の協議会におきまして議論いただき、文言の整理をした上で、行政改革審議会、庁議等で審議いたしまして、文言の修正及び追記した部分がございます。その部分について説明させていただきます。

51ページの「趣旨」の部分ですが以前配付させていただきました資料に比べて、丁寧な記述といたしまして市民会館の30年間にわたって大切にしてきた中身、そしてこれからも引き続き大切にしていけるべき点を明記して募集要項に記録しました。

次に59ページの表がございます。表の中の上から3番目に「主催事業」という項目がありますが、前回お渡しした資料にはこの主催事業の中に「独自事業」、も混在しておりましたので分けて表記をいたしました。また54ページの「応募資格」の文言を体育館、企画調整課と調整いたしましてこの表現になりました。以上でございます。

委員長 続いてスポーツ振興課長から報告願います。

スポーツ振興課長

それでは、市民会館と同様にその文言について直しました部分の説明をいたします。88ページでは「選定基準」では別の部分で記入をしていた文言を市民会館と同じようにわかりやすく、ここに明記をさせていただきました。

82ページの「職員の配置基準等」の中の下から2行目ですが資格認定の場所が変更されたことにより「厚生省」から「(財)健康・体力づくり事

業財団」に変わっております。

それから 101 ページの「施設の管理に関する業務」、(ア)の建築物等の保守点検の部分では、福生地域体育館だけに必要なものに(福生)という文言を加えさせていただきました。

106 ページ「資格要件」の部分で、先程の「健康運動実践指導者」の資格要件の認定を出す団体が変わったことの訂正でございます。以上でございます。

委員長 よろしいですか。これは前回の協議会で、両方のスタイルを合わせてくださいという要望に答えてくださったということですね。ありがとうございました。

最後になりますが、DVDの貸し出しについて、図書館長からお願いします。

図書館長 日程第7、その他報告事項、DVDの貸し出しについて御報告申し上げます。資料 111 ページ、その他報告資料9を御覧ください。本年2月22日の教育委員会定例会でお諮りいたしました福生市立図書館運営規則の一部を改正する規則の関係の、DVDの貸し出しについて御報告申し上げます。

図書館の中で、武蔵野台図書館におきましてビデオテープを現在約5,000本所蔵しておりますが、今回新たに99枚のDVDを購入いたしまして貸し出しを始めます。今後も毎年度追加していく予定でございます。貸出開始日は、本年5月1日木曜日からになります。利用点数はDVDまたはビデオテープのどちらか、一人1点でございます。リクエストも同様に、貸出中のものについて、インターネットからweb予約できます。利用期間は2週間でございます。図書・雑誌・CD・ビデオテープと同じ期間でございます。利用方法はビデオテープに準じてございます。

内容といたしましては児童用、外国映画、日本映画、落語などがございます。このDVDについては著作権法上、貸し出しのための著作権許諾を受けたものに限定され、貸し出しを行います。購入先といたしましては、日本図書館協会のリスト等の中から受賞作などを限定し、選定してございます。

PRの方法でございますが、広報ふっさ4月15日号において掲載済みでございます。また図書館ホームページにお知らせとして掲載してございます。市内各館に館内掲示もしてございます。リストについては貸出開始以降にホームページに掲載いたしまして、また館内等にリストを御用意す

る予定でございます。

収集場所については、現在ビデオを収蔵しております武蔵野台図書館に収集いたします。市内全館の窓口で貸出・返却ができますし、予約をして借用先、市内全館の取り置きを指定することができます。

現在の受け入れ数の内訳といたしましては、外国映画 39 本、日本映画 9 本、ノンフィクション 10 本、児童用 41 本、合計 99 本でございます。以上でDVD貸し出しについての御報告でございます。

委員長 ほかに御報告いただくことはございますか。委員の皆さんいかがですか。いいですか。ないようですので、これでその他報告事項の説明等が終わりました。

以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして平成 20 年第 4 回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後 12 時 03 分 閉会